

12. 総合事業 報酬改定の概要

● 福井市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

【訪問型予防給付相当サービス】

(1) 基本報酬

※ 1単位:7級地単価10.21円を利用

頻度	利用回数/月	改定前		改定後	
		回	月	回	月
週1回程度	1~4回	268単位	-	-	-
	5回	-	1,176単位	-	1,176単位
週2回程度	1~8回	268単位	-	-	-
	9回	-	2,349単位	-	2,349単位
週2回超	1~12回	268単位	-	-	-
	13~14回	-	3,727単位	-	3,727単位
標準的な内容の場合		-	-	※① 287単位	-
生活援助が中心の場合 (20分以上45分未満)		-	-	※② 179単位	-
生活援助が中心の場合 (45分以上)		-	-	※③ 220単位	-
短時間の身体介護の場合		-	-	※④ 163単位	-

※①~※④ 1月につき、3,727単位の範囲内で所定単位数を算定する。

※②、※③ 単身世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等が家事を行うことが困難である者に対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これ受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

※④ 身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

(2)加算・減算

項目	改定前	改定後
初回加算	200 単位/月	変更なし
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位/月	変更なし
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	変更なし
口腔連携強化加算	—	※① 50 単位/月
特別地域加算	所定単位数の 15%	変更なし
中山間地等小規模事業所加算	所定単位数の 10%	変更なし
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	変更なし
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 13.7%	※② 変更なし
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 5.5%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 6.3%	※③ 変更なし
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 4.2%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.4%	※④ 変更なし
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算	所定単位数の 10/100 減算	変更なし
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 50 人以上にサービスを行う場合の減算	—	所定単位数の 15/100 減算
前 6 カ月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合	—	所定単位数の 12/100 減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	—	所定単位数の 1/100 減算
業務継続計画未策定減算	—	所定単位数の 1/100 減算 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

※① 従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員、又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

※②～※④ 令和 6 年 5 月 31 日まで算定可能。令和 6 年 6 月以降は介護職員等処遇改善加算に変更。

【訪問型基準緩和(A型)サービス】

(1)基本報酬

※ 1単位:7級地単価 10.21円を利用

		改定前		改定後	
頻度	利用回数/月	回	月	回	月
週1回程度	1~4回	225単位	-	241単位	-
	5回	-	987単位	-	987単位
週2回程度	1~8回	225単位	-	241単位	-
	9回	-	1,972単位	-	1,972単位
週2回超	1~12回	225単位	-	241単位	-
	13~14回	-	3,129単位	-	3,129単位

(2)加算・減算

項目	改定前	改定後
初回加算	200単位/月	変更なし
口腔連携強化加算	-	実施しない
特別地域加算	基本報酬の15%	変更なし
中山間地等小規模事業所加算	所定単位数の10%	変更なし
中山間地等居住者へのサービス提供加算	基本報酬の5%	変更なし
介護職員処遇改善加算(I)	基本報酬及び初回加算の13.7%	※① 変更なし
介護職員処遇改善加算(II)	基本報酬及び初回加算の10.0%	
介護職員処遇改善加算(III)	基本報酬及び初回加算の5.5%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%	※② 変更なし
高齢者虐待防止措置未実施減算	-	実施しない
業務継続計画未策定減算	-	実施しない

※①、※② 令和6年5月31日まで算定可能。令和6年6月以降は介護職員等処遇改善加算に変更。

【通所型予防給付相当サービス】

(1)基本報酬

※1単位:7級地単価 10.14 円を利用

		改定前		改定後	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援1・事業対象者(週1回程度)	1~4回	384単位	—	436単位	—
	5回	—	1,672単位	—	1,798単位
要支援2・事業対象(週2回程度)	1~8回	395単位	—	447単位	—
	9回	—	3,428単位	—	3,621単位

(2)加算・減算

項目	改定前	改定後
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月	変更なし
運動器機能向上加算	225 単位/月	廃止
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位/月	変更なし
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	変更なし
栄養改善加算	200 単位/月	変更なし
栄養アセスメント加算	50 単位/月	変更なし
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/月	変更なし
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位/月	変更なし
一体的サービス提供加算	—	※① 480 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 単位/回	変更なし
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位/回	変更なし
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	変更なし
選択的サービス複数実施加算	480 単位/月(Ⅰ) 700 単位/月(Ⅱ)	廃止
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月	変更なし
高齢者虐待防止措置未実施減算	—	所定単位数の 1/100 減算
業務継続計画未策定減算	—	所定単位数の 1/100 減算
中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	変更なし
同一建物等居住者に係る減算	月の利用回数により、減算 単位数の変更 【要支援 1】 月 1 回利用 -94 単位 月 2~3 回利用 -188 単位 月 4~5 回利用 -376 単位 【要支援 2 相当】 月 1 回利用 -94 単位 月 2~3 回利用 -188 単位 月 4~5 回利用 -376 単位 月 6~7 回利用 -564 単位 月 8~9 回利用 -752 単位	変更なし
事業所が送迎を行わない場合	—	※② -47 単位(片道につき)
定員超過・人員欠如による減算割合	基本報酬の 70%	変更なし

事業所評価加算	120 単位/月	廃止
サービス提供体制加算(Ⅰ)	要支援1相当 88 単位 要支援2相当 176 単位	変更なし
サービス提供体制加算(Ⅱ)	要支援1相当 72 単位 要支援2相当 144 単位	変更なし
サービス提供体制加算(Ⅲ)	要支援1相当 24 単位 要支援2相当 48 単位	変更なし
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 5.9%	※③ 変更なし
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 4.3%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 2.3%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 1.2%	※④ 変更なし
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 1.0%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 1.1%	※⑤ 変更なし

※① 利用者に対して、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に加算する。

※② 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。

※③～※⑤ 令和 6 年 5 月 31 日まで算定可能。令和 6 年 6 月以降は介護職員等処遇改善加算に変更。

【通所型基準緩和(A型)サービス】

(1)基本報酬

※1単位:7級地単価 10.14 円を利用

		改定前		改定後	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援1・事業対象者 (週1回程度)	1~4回	328単位	—	372単位	—
	5回	—	1,428単位	—	1,535単位
要支援2・事業対象者 (週2回程度)	1~8回	337単位	—	381単位	—
	9回	—	2,925単位	—	3,092単位

(2)加算・減算

項目	改定前	改定後
一体的サービス提供加算	—	実施しない
高齢者虐待防止措置未実施減算	—	実施しない
業務継続計画未策定減算	—	実施しない
中山間地等居住者へのサービス提供加算	基本報酬の5%	変更なし
事業所が送迎を行わない場合	—	実施しない
定員超過・人員欠如による減算割合	基本報酬の70%	変更なし
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本報酬の5.9%	※① 変更なし
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本報酬の4.3%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	基本報酬の2.3%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.1%	※② 変更なし

※①~※② 令和6年5月31日まで算定可能。令和6年6月以降は介護職員等処遇改善加算に変更。

【短期集中予防(C型)サービス】

(1)基本報酬

※1単位:7級地単価 10.14 円を利用

項目	改定前	改定後
短期集中予防サービス費・通所(運動器機能)送迎込み	428 単位	458 単位
短期集中予防サービス費・訪問(運動器機能) (理学療法士、作業療法士が実施する場合)	389 単位	417 単位
短期集中予防サービス費・訪問(口腔機能) (歯科衛生士、言語聴覚士が実施する場合)	346 単位	371 単位
短期集中予防サービス費・訪問(栄養改善) (管理栄養士が実施する場合)	346 単位	371 単位

(2)加算・減算

項目	改定前	改定後
口腔機能向上プログラム加算	150 単位	変更なし
栄養改善プログラム加算	150 単位	変更なし
訪問・歯科・言語同行加算	150 単位	変更なし
訪問・栄養同行加算	150 単位	変更なし

【介護予防ケアマネジメント】

(1)基本報酬

項目	改定前	改定後
介護予防ケアマネジメントⅠ	438 単位	442 単位
介護予防ケアマネジメントⅡ	372 単位	375 単位
介護予防ケアマネジメントⅢ	290 単位	292 単位

(2)加算・減算

項目	改定前	改定後
介護予防ケア初回加算	300 単位	変更なし
介護予防ケア委託連携加算	300 単位	変更なし
高齢者虐待防止措置未実施減算	—	所定単位数の 1/100 減算
業務継続計画未策定減算	—	所定単位数の 1/100 減算 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)